

制定 令和2年2月21日

施行 令和2年4月1日

大学運営・財務に関する方針

本学は、大学運営・財務に関する方針を、次のとおり定める。

1. 管理運営に関する方針

- (1) 学長をトップとするガバナンス体制を構築し、役職者等の権限・役割・責任を明確にして、迅速確実に意思決定が行われるよう管理運営体制を継続的に改善する。
- (2) 経営会議は、運営上の重要事項を審議し、事業運営の適正化を図る。各種会議等の審議にあたっては、学内諸規程等を遵守する。事務局は、企画調整機能を果たす。
- (3) 教職員に対し、理念・目的、各種方針、計画に基づく諸施策について十分な認識を図り、教学組織と事務組織が連携して、中長期計画を確実に実現する。
- (4) 中長期計画に基づく諸施策の遂行にあたって、自己点検・評価によるPDCAの好循環を目指し、積極的に情報を公表し、継続性・組織性・透明性・客観性に基づいた内部質保証の推進を図る。
- (5) 教職員自らが建学の精神である赤十字の基本理念「人道」を実現できるよう、また職業人としての専門性と総合的視野を持って自律的・創造的に業務を遂行できるよう、教職員の資質・能力向上を目的としたFD・SD研修を行う。

2. 財務に関する方針

- (1) 中長期計画の確実な実現に向け、中長期財政計画を策定するとともに、予算・決算等の単年度の財務状況等を、積極的に学内外に公表する。
- (2) 健全な財政基盤を維持するために効果的な資源配分に努め、自己点検・評価を通じて、収入構造のあり方、支出の適切性、諸施策の有益性、収支均衡の持続性等を検証する。
- (3) 教職員が情報を共有し、経営意識を持って事業に取り組み、経費節減、外部資金の積極的獲得等に努める。
- (4) 財務状況の客観性・透明性を確保するため、内部監査、監事監査、公認会計士監査による三様監査を定期的実施する。